



# 金 沢 市 公 報

号外第 17 号

令和2年(2020年)11月30日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例 ( " ) 2
●条 例		
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例 (人 事 課) 1		

## 条 例

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第54号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を

「100分の167.5」に改める。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第8条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第10条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第11条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第12条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第6項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第55号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年(2020年)11月30日 印刷  
令和2年(2020年)11月30日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄